

徳島県が育成した登録品種及び出願品種の自家増殖の許諾に係る取扱いをお知らせします

～令和4年4月1日から自家増殖の取扱いが変わります～

1 種苗法改正の概要～種苗法が一部改正されました～

令和4年4月1日以降、登録品種の自家増殖には、育成者権者の許諾が必要になります。

※ 自家増殖とは、農業者が得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用することです。

2 徳島県が育成した登録品種及び出願品種の自家増殖の取扱い

(1) 登録品種及び出願品種

徳島県内の生産者に限り、次の遵守事項を遵守することを条件に、今までどおり、
許諾手続及び利用料なく、自家増殖を許諾します。

【遵守事項】

- ア 自家増殖により得た種苗は、自己の農業経営における利用に限るものとし、
有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。
- イ 種苗を海外に持ち出さないこと。
- ウ 自家増殖により得た種苗は、本品種の特性を著しく損なうことのないよう、
適切な種苗を選別し利用すること。
- エ 自家増殖により得た種苗のうち自己の農業経営において利用しなかった種苗は、
第三者に種苗として利用されることがないように、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
なお、果樹の場合、剪定枝は焼却等を行い確実に廃棄処分すること。
- オ 第三者から、自家増殖により得た種苗を譲り受けたい又は譲渡したい旨の申出があった場合は、
遅滞なく種苗の購入先を通じ、その旨を徳島県に報告すること。
- カ 自家増殖について、徳島県が調査する必要がある場合には、調査に協力すること。

※ 自家増殖を行った時点で、この遵守事項を遵守することに同意されたものとみなします。

<登録品種>

かんきつ（すだち）「徳島3×1号」、いちご「サマーアミーゴ」
かんきつ「阿波すず香」、れんこん「阿波白秀」、いちご「阿波ほうべに」
かんきつ（すだち）「勝浦1号」

(2) 今後出願する品種

(1)と同じ取扱いを基本とした上で、改正種苗法施行後の状況や、
農業生産者団体等の意向を踏まえ、検討します。

◆ 詳しくは、県農林水産総合技術支援センターホームページをご確認ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/tafftsc/new-info/5046019/>



【お問い合わせ】

徳島県 農林水産部
農林水産総合技術支援センター経営推進課 企画担当
電 話 088-621-2398
ファクシミリ 088-621-2858

農業者の皆さまへ

2022

4月1日から
種苗法が改正

登録品種※ PVP の 増殖には許諾が必要です！

自分の農業生産に使用する場合でも 育成者の許諾が必要です。

※ 種苗法で登録されている品種

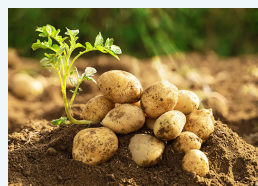
新品種は日本の食と農を支える大切な財産です。
海外へ流出しないためにも、関係者のみなさんのご協力をお願いいたします。

下記のような場合も許諾が必要です！
育成者に確認してください。

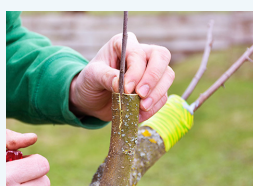
登録品種 **PVP** に限ります。



自分で収穫した米
を種籾として利用



自分で収穫したイモ
を種イモとして利用



果樹の剪定枝を
用いて高接ぎを行う



イチゴのランナーに
よる苗の増殖



サツマイモの
つる苗の増殖

農研機構のカンショ・パレイショ・イチゴの品種は、正当に入手した種苗から増殖を行うことは入手後1年間に限り、許諾手続き不要です。

お問い合わせ先

農林水産省 | 担当：知的財産課 種苗室 種苗企画班
TEL：03-6738-6443

公式サイト

種苗法の改正の背景、
改正の内容などを掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/index.html>



Q & A

1

登録品種であることはどうやってわかるの？

登録品種には、**PVP** や「登録品種」
などの表示があります。

こちらからでも
調べられます！



2

農研機構の品種の許諾手続きはどうすればいいの？

こちらのQRコードから
公式ホームページをご確認ください。

